

## 沖縄市「建築確認申請前の調整事項に関する届出」の 工場立地法に基づく届出の調整について

表題の件について、事務手続きの簡素化及び事業者の皆様への負担軽減を図るため、下記のとおり運用を改正しましたのでご案内いたします。

### 【運用改正の内容について】

- これまで、届け出の要否に関する調整は窓口で受け付けしておりましたが、住宅など、明らかに下記の届出対象工場（特定工場）の対象外と判断できる建築物については、調整を不要とし、当該確認欄は空欄のままでよいこととします。
- また、届け出の要否に関する質問、確認を電話及びメールでも受け付けます。  
ただし、内容について詳細な確認が必要と判断される場合は、図面等の資料送付や窓口での調整等をお願いする場合があります。

### ◇届出対象工場(特定工場)

業種…製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱発電所は除く)

規模…敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上 又は 建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上

### ◇特定工場《工場の新設・変更に関する届出義務》

- ①新たに特定工場を建設するとき。
- ②敷地面積や生産施設面積が増加または減少するとき。
- ③緑地や環境施設の面積が減少するとき。
- ④届出者の名称、住所に係る変更が行われたとき。
- ⑤届出済特定工場を譲り受け又は借り受けた時や届出者の地位に相続又は合併があったとき。
- ⑥特定工場を廃止するとき。

### 【問合せ先】

沖縄市経済文化部企業誘致課

TEL : 098-929-3308

MAIL : a53kigyo@city.okinawa.okinawa.jp